

	小城市個人情報保護条例	小城市特定個人情報保護条例【マイナンバー制度対応】			
項目	個人情報	特定個人情報	情報提供等記録	備考	
目的外利用	原則不可。次の場合、可能	原則禁止。	禁止	目的外利用（例） 総務課で持つ個人情報（区長情報）を別の目的で農林水産課で利用すること	
個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること	<p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 目的外利用をする場合又は国、他の地方公共団体若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が小城市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>		<p>「情報提供等記録」： 特定個人情報に含まれるものであり、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供日時、特定個人情報の項目等情報提供等に関する記録</p>	個人情報保護条例は、本人同意があれば目的外利用等が可能。	
		人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合			

小城市個人情報保護条例					小城市特定個人情報保護条例【マイナンバー制度対応】
項目	個人情報	特定個人情報	情報提供等記録	備考	
外部提供 当該実施機関以外の者に個人情報を提供すること	「目的外利用」と同じ			(例) 総務課で持つ個人情報（区長情報）を小城消防署に提供すること	
提供の制限		番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。	番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。		
開示請求権・訂正請求権・利用停止請求権の請求者の範囲	本人  未成年者又は成年被後見人の法定代理人 <u>その他本人と特別の関係があると実施機関が認める者</u> (以下「代理人」という。)	本人  法定代理人、 <u>任意代理人</u>	本人  法定代理人、 <u>任意代理人</u>		
死者の保有個人情報	次の場合は請求可能  (1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の開示請求をするとき。  (2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について開示請求をするとき。  (3) 死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子又は父母が、当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、遺贈に係る財産等に関する情報について開示請求をするとき。			小城市個人情報保護条例では、死者についても保護対象。	

小城市個人情報保護条例					小城市特定個人情報保護条例【マイナンバー制度対応】	備考	
項目	個人情報	特定個人情報	情報提供等記録				
	(4) 親権者が、死亡時において未成年であつた当該親権者の子に関する情報について開示請求をするとき。						
	(5) 実施機関があらかじめ小城市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、開示請求を認めるとき。						
利用停止請求	目的外利用又は外部提供されている場合	<p>以下の場合、認める。</p> <p>①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反</p>	<p>認めない。</p> <p>システム上自動保存されるものであり、利用制限に違反する取扱いが想定されない。</p>				
訂正の通知先				訂正した場合、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知する。			